

児童手当の額改定（増額） 手続きについて



必ずご一読
ください

手続きが必要な場合があります。フローチャートを確認いただき、
申請が必要な場合は同封の申請書もしくはQRコードからオンライン申請をお願いします。

申請可否フローチャート

22歳未満のお子さんが3人以上いる。 ※1

いいえ

※1 平成16年4月2日以降に生まれた子ども

はい

3月に学校を卒業するお子さんは、
4月以降も、今まで同様に
児童手当受給者の養育状況にあり、
経済的負担等を引き続きおこなう。

いいえ

増額申請の対象ではありません

児童手当の支給額は4月支給分より、
同封の通知の通りとなります。
なお、再度同じ通知が送付される場合
がございますので再通知不要の届出に
ご協力をお願いします。

再通知送付不要
届出フォーム



増額申請が必要です！

児童手当の支給額に変更が生じるため、申請が必要です。
同封の申請書もしくは、下記QRコードから
オンライン増額申請をお願いします。



別紙通知の通り、3月に学校卒業予定の
お子さんは、児童手当の対象人数から
除外されます。
そのため、引き続き加算対象人数とする場合には
申請が必要となります。



増額申請について

提出期限 **令和8年4月16日（木）** 注）郵送の場合も左記日付必着です。

申請（受付）場所及び日程

！ 窓口混雑緩和の為、オンライン申請にご協力をお願いします。

増額申請 オンライン

スマートフォンから簡単に
ご申請いただけます。



【窓口提出の場合】
市役所 手当医療助成係（1階16番窓口）
東部出張所
昭和町分室横の仮設建物
【受付時間】
午前8時30分～午後5時
土日・祝日は受け付けておりません

東部出張所・昭和町分室横の
仮設建物では申請書の受取り
のみ受付可能です。
書き方や不明点等
ございましたら、
市役所手当医療助成係
までお問合せください。

郵送の場合は同封の封筒用紙に切手を貼付してご利用ください。封筒用紙以外の封筒でも郵送可能です。

窓口や郵送での提出書類（オンライン申請の場合は不要）

- ① 「児童手当 額改定認定請求書 額改定届」（同封別紙）
- ② 「監護相当・生計費の負担についての確認書」（同封別紙）

〈昭島市問い合わせ先〉

〒196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号
昭島市役所 子ども家庭部子ども未来課 手当医療助成係（1階16番窓口）

TEL 042-544-4193（直通）

こどもまんなか

こども家庭庁

児童手当ウェブサイト



昭島市
ホームページ

児童手当制度概要

